

障発 0301 第5号
令和6年3月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

令和5年度就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業の実施について（通知）

就労系障害福祉サービスにおけるICTの活用により、障害者の生産性向上や従事可能な担当業務の拡充を図るため、今般、別紙のとおり「令和5年度就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

令和5年度就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業実施要綱

1. 目的

事業所の生産活動の改善等に向けた取組をさらに支援するため、障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

3. 対象者

障害者就労施設等事業者とする。

4. 定義

本事業の対象となる障害者就労施設等は次のアからエのとおりとする。

ア 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所）

イ 就労継続支援B型事業所（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は都道府県が認めた事業所）

ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

エ 共同受注窓口

「共同受注窓口」とは、受注内容を対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う者をいう。

5. 事業内容等

（1）都道府県等は、管内の障害者就労施設等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、ICT機器等導入に要する費用を補助する。

（2）都道府県等は、本事業によりICT機器等を導入した障害者就労施設等に対し、当該事業の実施状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

（3）都道府県等は、本事業によりICT機器等を導入した障害者就労施設等に対し、ICT機器等導入前後の比較を行い、障害者の生産活動への参加促進等について報告（様式自由）させるとともに、これらをとりまとめの上、事業完了の2ヶ月後の末日までに国に報告する。

（4）都道府県等は、全国の障害者就労施設等におけるICT機器等の導入の参考となるよう、本事業によりICT機器等を導入した障害者就労施設等に対し、ICT機器等の導入目的、導入製品の内容や活用方法、障害者の生産活動の参加状況、導入効果等を当該施設等のホームページ等により公表させること。また、管内の障害者就労施設等に対して取組事例の情報提供や導入した機器等の試用等の体験会を実施するとともに、各取組事例について取りまとめ、ICT機器等の活用好事例として、都道府県等のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

なお、これらの報告及び取組状況については、厚生労働省においても、ICT機器等の活用

好事例として公表等を行う可能性があるので、事前に障害者就労施設等の同意を得ること。

6. 補助対象

障害者就労施設等が提出した事業計画書により、以下のいずれかに該当するものと都道府県等が認める ICT 機器等（RPA や AI 等の技術を搭載したものが望ましい）とする。

- ア 導入することで、障害者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの
- イ 生産活動を行うために障害者自身が利用するもの
- ウ 導入することにより、障害者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの

（例）従来のレジ打ちが困難な利用者向けの AI レジ、遠隔で操作できる接客ロボットやドローン、障害者が使用しやすいように改良した PC やタブレット等を使用したアプリただし、単なる PC やタブレットの購入費用は補助対象とならない）、事務作業の簡略化のための RPA 技術を搭載したもの、研修用の VR ゴーグル 等

7. その他要件等

- ・障害者就労施設等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

8. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。